

日本農林規格等に関する法律の 有機JASに関する指導の件数等

令和 8 年 6 月
農 林 水 産 省

有機 J A S に係る国（農林水産省）による令和 7 年度（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）の指導の件数等は、以下のとおりです。

<指導の件数>

(単位：件)

	上半期 (4月～9月)	下半期 (10月～3月)	合 計	(参 考) 命 令
令和 6 年度	6 (1)	1 0 (5)	1 6 (6)	1
令和 7 年度	8 (1)	1 0 (1)	1 8 (2)	0

注：（ ）内が口頭による指導件数であり、内数である。

<指導の品目区分別の状況>

	生鮮食品				加工食品			
	計	農産物	米	畜産物	計	農産 加工品	畜産 加工品	その他の 加工品
令和 6 年度上半期	5	4	1	0	2	2	0	0
令和 6 年度下半期	4	3	1	0	7	7	0	0
令和 7 年度上半期	5	4	1	0	4	2	0	2
令和 7 年度下半期	4	4	0	0	8	5	0	3

注：1 件の指導の中で複数の品目区分の食品が対象となった事例があり、品目区分数の合計は指導件数と必ずしも一致しない。

<指導の主な違反区分別の状況>

	不適切な有機 等 の 表 示	輸入品に不適切な 「オーガニック」等の表示	そ の 他 有機関係の違反	計
令和 6 年度上半期	5	0	2	7
令和 6 年度下半期	1 0	0	1	1 1
令和 7 年度上半期	7	2	0	9
令和 7 年度下半期	8	2	2	1 2

注 1：指定農林物資に係る名称の表示に関する違反に対する指導の実績を集計したものの。

注 2：1 件の指導の中で複数の品目区分の食品が対象となった事例では、品目区分ごとに主な違反区分を整理しており、その合計は指導件数と必ずしも一致しない。

注 3：その他有機関係の違反には、不適正な格付けの表示等が含まれる。

(資料) 令和 7 年度における指導の状況：資料 1
令和 7 年度における指導の分類：資料 2

令和7年度における指導の状況

施行年月	事業者 所在地	品目		主な違反内容	
		品目 区分	品目	主な違反区分	主な違反内容
令和7年5月	愛知	加(農)	トマト加工品	不適切な「有機」等の表示	有機JASマークがないものに「有機」と表示
		加(他)	食用油脂	輸入品に不適切な「有機」等の表示	有機JASマークがないものに「ORGANIC」と表示
令和7年5月	徳島	農	野菜	不適切な「有機」等の表示	指定農林物資でないものに「オーガニック」と表示
令和7年6月	北海道	農	にんにく	不適切な「有機」等の表示	指定農林物資でないものに「有機」、「ORGANIC」と表示
令和7年7月	千葉	加(農)	なた豆茶	不適切な「有機」等の表示	指定農林物資でないものに「有機JAS認定」と表示
令和7年7月	山口	農	たまねぎ ほか	不適切な「有機」等の表示	有機JASマークがないものに「有機」と表示
令和7年7月	鹿児島	加(他)	植物性たん白 加工品 ほか	不適切な「有機」等の表示	指定農林物資でないものに「ORGANIC」と表示
令和7年9月	京都	米	袋詰精米	輸入品に不適切な「有機」等の表示	有機JASマークがないものに「有機」と表示
令和7年9月	広島	農	ミニトマト ほか	不適切な「有機」等の表示	指定農林物資でないものに「有機栽培」と表示
令和7年10月	愛知	加(他)	食用油脂	輸入品に不適切な「有機」等の表示	有機JASマークがないものに「有機」と表示
令和7年10月	東京	加(農)	紅茶 ほか	不適正な格付けの表示等	格付の表示（有機JASマーク）と紛らわしい表示
		加(他)	食用油脂	不適切な「有機」等の表示	指定農林物資でないものに「有機」と表示

令和7年10月	福島	農	じゃがいも ほか	不適正な格付けの 表示等	格付の表示（有機JASマ ーク）と紛らわしい表示
令和7年11月	茨城	農	ねぎ	不適切な「有機」等 の表示	指定農林物資でないものに 「有機」と表示
令和7年12月	青森	加(他)	食用オリーブ油	輸入品に不適切な 「有機」等の表示	指定農林物資でないものに 「オーガニック」と表示
令和7年12月	愛知	農	にんにく	不適切な「有機」等 の表示	指定農林物資でないものに 「有機」と表示
令和7年12月	神奈川	加(農)	クコの実 ほか	不適切な「有機」等 の表示	有機JASマークがないものに 「有機」と表示
令和8年2月	東京	加(農)	ひよこ豆加工品	不適切な「有機」等 の表示	有機JASマークがないものに 「オーガニック」、「有機」と表示
令和8年3月	滋賀	農	ミニトマト	不適切な「有機」等 の表示	指定農林物資でないものに 「有機・無農薬」、「オーガニッ ク」と表示
		加(農)	トマトジュース	不適切な「有機」等 の表示	指定農林物資でないものに 「有機・無農薬」、「オーガニッ ク」と表示
令和8年3月	静岡	加(農)	オレンジジュース	不適切な「有機」等 の表示	指定農林物資でないものに 「ORGANIC」と表示

・1件の指導で複数の品目区分の食品が対象となった事例は、品目、主な違反区分及び主な違反内容を破線で区分けして示している。

・品目区分は、以下のとおり略記している。

農：生鮮農産物、米：玄米・精米、加(農)：農産加工品、加(他)：その他の加工品

※用語の説明

・指定農林物資とは、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品を指す。

令和7年度における指導の分類

指導件数		18	
品目区分	違反区分	件数	
生鮮食品	総計	9	
	農産物	合計	8
		不適切な「有機」等の表示	7
		その他有機関係の違反	1
	野菜	小計	8
		不適切な「有機」等の表示	7
		その他有機関係の違反	1
	米	計	1
輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示		1	
加工食品	総計	12	
	農産加工品	合計	7
		不適切な「有機」等の表示	6
		その他有機関係の違反	1
	野菜加工品	小計	4
		不適切な「有機」等の表示	4
	果実加工品	小計	2
		不適切な「有機」等の表示	2
	その他の農産加工品	小計	1
		その他有機関係の違反	1
	その他の加工食品	計	5
不適切な「有機」等の表示		2	
輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示		3	

注：1件の指導の中で複数の品目区分の食品が対象となった事例では、品目区分ごとに主な違反区分を整理しており、その合計は指導件数と必ずしも一致しない。